

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令和 7 年

企画総務委員会会議録

令和 7 年 9 月 8 日

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

企 画 総 務 委 員 会 会 議 録

- | | | | |
|---|---------------|---|---|
| 1 | 開会年月日 | 令和7年9月8日（月） | |
| 2 | 開 会 場 所 | 議会第3会議室 | |
| 3 | 出 席 者
（9人） | 委員長 太 田 雅 久
委 員 拌 野 健
委 員 寺 田 晃
委 員 富 永 龍 司
議 長 石 川 義 弘 | 副委員長 大 貫 はなこ
委 員 田 中 宏 篤
委 員 早 川 太 郎
委 員 秋 間 洋 |
| 4 | 欠 席 者
（0人） | | |
| 5 | 委員外議員
（0人） | | |
| 6 | 出席理事者 | 区 長
副 区 長
企画財政部長
企画課長
経営改革担当課長
臨時特別給付金担当課長
財政課長
総務部長
総務課長
経理課長
施設課長
区民課長
高齢福祉課長
障害福祉課長
健康課長
地域整備第三課長
教育委員会事務局学務課長 | 服 部 征 夫
野 村 武 治
関 井 隆 人
川 田 崇 彰
三 谷 洋 介
（経営改革担当課長 兼務）
高 橋 由 佳
小 川 信 彦
福 田 健 一
田 淵 俊 樹
五 條 俊 明
櫻 井 洋 二
大 塚 美奈子
井 上 健
大 網 紀 恵
行 天 寿 朗
仲 田 賢太郎 |
| 7 | 議会事務局 | 事務局長 | 鈴 木 慎 也 |

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

事務局次長	櫻 井 敬 子
議事調査係長	吉 田 裕 麻
書 記	塚 本 隆 二
書 記	岡 崎 一 生

8 案件

◎審議調査事項

- 案件第1 第66号議案 令和7年度東京都台東区一般会計補正予算（第3回）
- 案件第2 第69号議案 令和7年度東京都台東区老人保健施設会計補正予算（第1回）
- 案件第3 第70号議案 令和7年度東京都台東区病院施設会計補正予算（第1回）
- 案件第4 第75号議案 千束保健福祉センター及びほおずきの家大規模改修工事請負契約の締結について
- 案件第5 第76号議案 千束保健福祉センター及びほおずきの家大規模改修電気設備工事請負契約の締結について
- 案件第6 第77号議案 千束保健福祉センター及びほおずきの家大規模改修空調等設備工事請負契約の締結について
- 案件第7 第78号議案 金杉区民館下谷分館大規模改修電気設備工事請負契約の締結について
- 案件第8 第79号議案 すぱーす小倉屋大規模改修工事請負契約の締結について

◎理事者報告事項

【企画財政部】

- 1. 区民生活応援事業の実施について ……………資料1 臨時特別給付金担当課長

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

午後 3時12分開会

○委員長（太田雅久） ただいまから、企画総務委員会を開会いたします。

○委員長 初めに、区長から挨拶があります。

◎服部征夫 区長 お願いします。

○委員長 本日は、卓上マイクのスイッチを必ず押してから、ご発言願います。

また、理事者発言席を設けましたので、よろしくお願いいたします。

○委員長 次に、傍聴についておはかりいたします。

本日提出される傍聴願については、許可いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、審議に入らせていただきます。

○委員長 初めに、案件第1、第66号議案、令和7年度東京都台東区一般会計補正予算（第3回）から案件第3、第70号議案、令和7年度東京都台東区病院施設会計補正予算（第1回）までの3議案は、いずれも関連する案件でありますので、一括して議題といたします。

本案について、理事者の説明を求めます。

また、本案は、理事者報告事項の区民生活応援事業の実施についてが関連いたしますので、説明と一括して報告を聴取し、審議を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、第66号議案、第69号議案及び第70号議案の3議案及び報告事項について、理事者の説明を求めます。

財政課長。

◎高橋由佳 財政課長 それでは、第66号議案、第69号議案及び第70号議案を説明いたします。

補正予算書の3ページをご覧ください。初めに、第66号議案でございます。

令和7年度東京都台東区の一般会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に10億4,759万6,000円を追加し、1,331億3,513万6,000円といたします。

2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の総額は、4ページ及び5ページの第1表、歳入歳出予算補正によります。

15ページをご覧ください。まず、歳入予算でございます。説明で申し上げる金額は、いずれも補正額でございます。18款繰越金、1項繰越金10億4,759万6,000円でございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

16ページをご覧ください。1目繰越金には、令和6年度歳計剰余金の一部を計上いたしました。

続きまして、歳出予算を説明いたします。

17ページをご覧ください。2款総務費、1項総務管理費9億4,622万7,000円でございます。

18ページをご覧ください。1目一般管理費には、おこめ券による区民生活応援に要する経費を計上いたしました。

19ページをご覧ください。8款教育費、2項小学校費853万円、3項中学校費342万1,000円でございます。

20ページをご覧ください。2項3目学校給食費には、小学校給食食材等支援に要する経費の増額分を計上いたしました。

21ページをご覧ください。3項3目学校給食費には、中学校給食食材等支援に要する経費の増額分を計上いたしました。

23ページをご覧ください。9款諸支出金、4項特別会計繰出金8,941万8,000円でございます。

24ページをご覧ください。4目老人保健施設会計繰出金及び25ページの5目病院施設会計繰出金には、各会計の補正に伴う繰出金の増額分を計上いたしました。

以上が一般会計補正予算（第3回）でございます。

29ページをご覧ください。続きまして、第69号議案を説明いたします。

令和7年度東京都台東区の老人保健施設会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に482万8,000円を追加し、7億1,522万8,000円といたします。
2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の増額は、30ページ及び31ページの第1表、歳入歳出予算補正によります。

第2条、地方自治法の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、32ページの第2表、債務負担行為補正によります。

32ページをご覧ください。債務負担行為補正を説明いたします。

老人保健施設千束管理運営における介護ベッド等買入れにつきまして、令和7年度から令和8年度の債務負担行為の限度額を1億151万4,000円に、老人保健施設千束空調設備等更新につきまして、令和8年度の債務負担行為の限度額を830万3,000円に定めるものでございます。

次に、歳入歳出予算を説明いたします。

42ページをご覧ください。初めに、歳入予算でございます。特別会計につきましては、款を単位として説明させていただきます。2款繰入金482万8,000円、老人保健施設千束空調設備等更新に対する繰入金の増額分を計上いたしました。

44ページをご覧ください。次に、歳出予算でございます。1款施設管理費482万8,000円、老人保健施設千束空調設備等更新に要する経費の増額分を計上いたしました。

以上が老人施設会計補正予算（第1回）でございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

51ページをご覧ください。続きまして、第70号議案を説明いたします。

令和7年度東京都台東区の病院施設会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に8,459万円を追加し、16億5,628万円といたします。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の総額は、52ページ及び53ページの第1表、歳入歳出予算補正によります。

第2条、地方自治法の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為によります。

54ページをご覧ください。債務負担行為を説明いたします。台東病院空調設備等更新につきまして、令和8年度の債務負担行為の限度額を978万6,000円に定めるものでございます。

次に、歳入歳出予算を説明いたします。

64ページをご覧ください。初めに、歳入予算でございます。4款繰入金8,459万円、台東病院運営及び台東病院空調設備等更新に対する繰入金の増額分を計上いたしました。

66ページをご覧ください。次に、歳出予算でございます。1款施設管理費8,459万円、台東病院運営及び台東病院空調設備等更新に要する経費の増額分を計上いたしました。

以上が病院施設会計補正予算（第1回）でございます。

ただいま説明いたしました3議案につきましては、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。説明は以上でございます。

○委員長 臨時特別給付金担当課長。

◎三谷洋介 臨時特別給付金担当課長 続きまして、区民生活応援事業の実施についてご説明いたします。

資料1をご覧ください。項番1、趣旨は、物価高騰が継続する中、食品価格の値上げは拡大しており、特に米価格についての今後の価格動向は不透明でございます。他方で、国における物価高騰対策は具体的な内容が決まっておらず、動向を注視する必要がございます。

このような状況を踏まえ、国の物価高騰対策が実施されるまでの間の区民生活を支えられるよう、区独自にいち早く支援策を講じ、家計への負担を軽減するため、区内の全世帯へおこめ券を配布するものでございます。

項番2、対象世帯は、物価高騰による影響が幅広い世帯に影響していることから、所得の低い世帯や中間所得層にも支援が行き渡るよう、区内に住民登録のある全世帯といたします。ただし、高額所得者などを念頭に、事前に受給辞退の申出ができる仕組みを設け、辞退された方には支給しないことといたします。

項番3、支給内容は、全農の発行する全国共通おこめギフト券で、1世帯当たり4,400円分です。なお、子育てに係る経済的負担を軽減する観点から、18歳以下の児童を養育する子育て世帯に対しては、1世帯当たり8,800円分とし、手厚く支援いたします。また、高齢の親を抱える世帯など、世帯員数が3人以上の世帯も同様に加算いたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

項番4、送付方法は、簡易書留による郵送といたします。

項番5、周知については、区民の皆様確実に受け取っていただけるよう、広報たいとうなど、記載の方法で実施いたします。

項番6、補正予算要求額は、おこめ券の買入れ費8億1,000万円のほか、おこめ券などの発送に係る郵送費8,000万円やコールセンターの委託等の経費を含め、事務費1億3,628万円を計上しております。

項番6、周知については、区民の皆様確実に受け取っていただけるよう、失礼いたしました、項番7、今後の予定については、今月下旬に全世帯宛てのお知らせを発送し、10月中旬まで受給辞退を受け付けます。また、本定例会の会期中に、おこめ券の買入れ契約に関する議案をご提出させていただき、その議決をいただければ、10月下旬以後におこめ券を順次発出する予定でございます。

説明は以上でございます。

○委員長 それでは、第66号議案、第69号議案及び第70号議案の3議案及び報告事項について、ご審議願います。よろしいですか。

早川委員。

◆早川太郎 委員 すみません。じゃあ、私、補正予算のところなんですけれど、補正予算、賛成させていただきたいと思っているんですが、今回、区民生活、今説明ありましたけれど、区民生活応援事業ということで、国の対応の先行きが予測しにくい、本当に予測しにくいんだと思っています。

そういった中で、物価高騰への対策ということで、区としておこめ券を全世帯に配布するという事業が、今説明あったとおり計上されていて、そういったことも踏まえて、急ぎ実施したいということで、開会日の今日、今審議しているんだと理解しているんですけど、だからこそ、できるだけシンプルな対応を取らざるを得なかったのかなとは思っているんで、そういう意味では、致し方ないかなとは思っているんですが、せっかくおこめ券の配布なら、やはりより必要な世帯にできれば手厚い対応をと思っていて、10枚と20枚の2パターンだけではなくて、収入や世帯構成などによって必要性がかなり変わってくるのかなと、せめてもう少しパターンが欲しかったかなと思っています。ただ、流入世帯への対応というのが課題があるのは分かっているんですが、そういった仕分業務というのも簡素化する意味でも、データ活用への対応、DXの推進を今後しっかり進めていっていただきたいと、もう、これは本当に要望します。

そのほかのこともちょっと確認したいことがあるので、幾つか伺わせていただきたいと思うのですが、先ほど区長のお話の中でも触れられていた、前定例会の第1回補正予算、すごくいい事業だと思っているんですけど、保育園とか介護だったり、障害福祉サービス、または公衆浴場などへの物価高騰対策への支援というのがあって、これ、支援対象期間が9月までになっちゃっているものが多かったです。ということは、今月で支援期間が終わってしまうということなんですけど、そのときの審議でも私お話しさせていただいたんですが、この事業期間っ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

て、都の補正に合わせていて、都の事業の中には区の補助金も含めて幾らみたいなの、そういう事業スキームになっているものもあるので、事業者への支援金額は変わらず区単だけが増えるみたいなこともあって、東京都の支援事業をうまく活用していくということを考えると、10月以降の支援についても、都の対応を見て、それで区としてしっかりやっていくということだと思っていて、今回、補正に対して計上がされていないのかなとは理解しているんですけど、その辺、今、都の対応どうなっているのかというのは、分かっている範囲でいいので、ちょっと教えていただけないですか。

○委員長 企画課長。

◎川田崇彰 企画課長 答えいたします。9月5日付、先週の金曜日付の東京都の報道発表資料によりますと、現在実施している都の物価高騰緊急対策事業の実施期間を、現在の9月末から12月まで3か月延長するとの情報が入りましたので、こちら早急に詳細を確認をして、必要な対応策、検討してまいりたいと考えております。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 東京都もこれ、たしか、今までこの補正、前回、前年度の補正やったときも、たしか国の補助金使ってやっていたんだと思っていて、そこも今、国の状況を見ながら東京都も取りあえず3か月延長するということなんだと思っているんですけど。ですので、それ以降、東京都がどういう対応してくるかってちょっと分からない。簡単に言えば、やめてしまうかもしれないし、場合によっては縮小みたいなこともあり得るんじゃないかと思っているんですけど、やはり台東区としては、その辺やはり一番近い自治体として、9月までやっていた支援に関しては、それプラス状況も見て、場合によっちゃあ、上乘せみたいなのもあるかもしれませんが、そういうところはしっかりやっていただきたいな、多分やっていただけているんですが、やっていただきたいなと要望するのと、さらにもう1点、今の支援事業を実施している事業者って、それこそ国とか都とかを含めて、例えば報酬だったり価格だったりというのを行政が決めていて、事業者が物価対応に対応した料金というのが設定できない事業者、だからこそ、事業者支援をしているんだと思っているんですけど。

ただ、しかも、介護とかは報酬決定が3年に一度、まさに昨年度だったんですけど、昨年度、報酬が決まっていて、今年度も来年度も同じ金額で、今のところですよ、今のところ同じ金額で報酬が支払えていくので、これはもう制度なんで、しょうがないんですが、ただやはり、物価高騰、昨年度が厳しければ、今年度さらに上がっているんでもう厳しくなってくるし、来年度もそうなのかもしれないし、そういった意味では、東京都とか台東区がしっかり、水光熱費とか燃料費とか、場合によっちゃあ、食費も支援していているというのはすごく評価しているんですけど、やはり事業所としては、かなり厳しいんだと思うんですね。

そうすると、そこで働いている職員の方々、そもそもが平均給与が結構低いというか、平均よりも低い職種なので、事業所によってはというか、なかなか事業所が厳しい中で職員の賃金を向上、物価対応に合わせて上げていくというのがなかなか難しい状況にあるんじゃないかな

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

って懸念してしまっていて、やはり、そういったエッセンシャルワーカーの方々へ、せめて一時金という形でいいので、支援を実施してほしいなと思います。本当にそういった方々って、今なかなか人材確保というのが難しい方々で、本当に売手市場が続いている中で、台東区としては、そういう方々にもしっかり目を向けて支援をしていく。

本当に区内の事業者の方々に支援するということは、エッセンシャルワーカーですから、基本的には区民の方々がサービスを受ける方々なので、そういう方々に、よりそういうところをカバーして、やる気を出していただいたりとか、台東区で働いてみたいなってより思っていたければ、それは区民に跳ね返ってくるものなので、本当に意義のある支援だと私は思っているので、その辺もちょっと考えてほしいなと。ただ、実態としてどうなのかとかいうこともしっかり検証していただきたいし、例えば、この後、国とか都がそういったところも対応してくるかもしれないので、その辺の情報とかもしっかりキャッチしながら、その辺しっかり考えていただきたいと要望して終えます。以上です。

○委員長 よろしいですね。

秋間委員。

◆秋間洋 委員 昨日、石破総理が辞任をするというふうになりました。今日のこの報告の中にも、生活応援事業の実施のところですけれども、国の動向を注視していくと。ただ、物価高騰対策が議論されているけれども具体的にないということがあるんでね、そういう点では、私、自民党の皆さんに言いたいのは、また総裁選の権力争いをやって政治空白をつくるというようなことだったら、本当に国民から見放されることになるよと。

というのは、今、本当にこの大変な、共産党の区議団に、この夏ぐらい水道光熱費、食費、この問題で相談が殺到したときないですよ。ですから、そういう点では、そこはもう上にがんがん言っていただきたいと。政治空白つくるなど、総裁選に明け暮れるんじゃないということをもっと強く申し上げておきたいというふうに思います。

ただ、区がこうやって、それに先んじてやるという点では、第2回定例会のときの第1子の保育園の無償化、あと、これ、先んじて23区で台東区だけですから、これは極めて重要な対策です。あと、今回のおこめ券、私は本当に評価したいというふうに思っているんですね。そういう点では、特に今までは、この生活支援、コロナでも物価高騰対策でも、どちらかというと国がやるから、台東区、その範囲内で少し上乗せして、均等割非課税世帯までとか、このようなどころまで拡大してやるところはやってきましたけれど、今回は真水で繰越金からきちんと出すという点というのは、これは評価をしたいというふうに思っているところであります。

ただ、その上で聞きたいことが3点ほどあります。まず第1は、生活困窮世帯、特に生活保護世帯ですけれども、生活保護世帯にも配布されるというふうには聞いておりますけれども、まず収入認定にすべきではないと。これは強く要望しておきたいというふうに思います。

あと、お米というのはなかなか微妙で、浅草北部地域の簡易宿所に住まわれている方たちというのは、部屋の中に自炊できる設備がないわけですよ。つまり、お米が炊けないわけです。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ですから、そういう点では、米券の恩恵というのは極めて少ないというふうに考えるんだけど、その辺というのは検討した上での今回の対策なんですか。

○委員長 給付金担当課長。

◎三谷洋介 臨時特別給付金担当課長 簡易宿所の宿泊者の方々へのご対応でございますが、おこめ券は原則としてお米の購入に利用できるものでございますが、一方で、それぞれの店舗の判断で、お米以外の商品でも使える場合がございます。そのため、委員のおっしゃるような方々、誰でもご利用できるように、今後、区内でおこめ券を利用できる店舗の場所や各店舗で購入可能な商品の範囲などの情報を収集をしまして、皆様にお知らせをする予定でございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 その辺はよく、簡易宿所に住んでいる人たちが持っているおこめ券が金券ショップに回ってしまうんだったら、これは本当に、8割ぐらいなんですか、今。7割、8割でしょう。そういう点では、本当は真水で使えるお金が減ってしまうことになるので、これについては、十分周知していただきたいというふうに思います。

あと、ここにあるんですけれども、これは要望ですけれども、事前に受給辞退の申出をされた方には支給しないというふうにあります。あるいは、これ、簡易書留で郵送して届かないといって、また戻ってきてしまう。このような件については、これは、ぜひ子供食堂とかフードパントリーだとか、こういうところに活用できるような制度、工夫もぜひお願いしたいと、これは要望にしておきたいと思います。

あと、これ、最後にしますが、いわゆる臨時給付金等の生活支援のための給付金ですけれども、これは、先ほど早川委員からもありましたけれども、今後も様々な形で実施すると、あるいは、実施を検討することになるというふうに思うんですね。その際、台東区として重視していく、その角度というんですかね、事業の角度というのはどういうことなのかと。例えば、生活困窮での切実性、あるいは、納税者への平等性、また政策効果、あるいは効率性、このようなところでの考え方、包括的な考え方でもいいんですけれども、ぜひ示していただきたいと思います。

○委員長 企画課長。

◎川田崇彰 企画課長 お答えいたします。区ではこれまで、物価高騰などの影響を受ける区民や事業者の状況把握に努めるとともに、社会経済状況の変化などを分析して、どのような施策が有効であるかという視点を持って、また、国や都の施策も踏まえながら総合的に判断をしてきたところです。

今回のおこめ券につきましては、食料費が高騰している状況や、それに対する区民への影響範囲、また、国が現在検討している物価高騰対策の内容や時期などを勘案をして支援を決定したところです。今後とも支援を必要とする方に、区に対して有効な対策が適切に講じられるよう、しっかり区民や事業者の状況把握、社会経済状況の分析を進め、また、それとともに、国や都の動向も踏まえながら、臨機応変に必要な応じて対策を講じてまいりたいと考えておりま

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

す。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 先ほど早川委員から、介護や福祉関係の事業所に対する光熱費等の物価高騰対策の補助金の問題ありましたけれど、これ、東京都は基本的にやる方向になっていると聞いて、先ほど答弁もありました。ただ、私は東京都がやろうとやるまいと、台東区が今度予算化してよかったんですよ。十分お金はあるんです。今回だって、繰越金、剰余金が87億、繰越明許を除いても85億、純剰余金があるわけですね。今回30億になりました、今回、活用が30億になって。この定例会でもう1回補正があって、これで40億ぐらいですよ、42億かぐらい。まだ、率直言ったらね、率直に言ったら40数億あるわけですよ。これは、早川委員が言った、今まで台東区がやってきた、これ、けれど、物すごくやっているわけじゃないですよ。これは、今回やろうと思えば予算化ができて、後から東京都から来れば、それはそれでいいですよ。つまり、やるかどうかという決断であるわけで。もちろん評価はしているんですけども、ここのところについては、台東区独自で今回できなかったわけじゃないんだということを私は言いたいと。

例えば、おこめ券の問題とか、いろいろな制度設計あると思うんですね。例えばこれが、いろいろなシステムを活用する、あるいはアプリを活用するとかって、いろいろあると思うんですね。今、紙で渡すのがいいのかという、そういう議論も率直言ったらあるわけです。先ほど言ったように、米券だって、今回はJAのやつですよ、米屋さんの組合の米券だってあるわけだから。じゃあ、どちらを選ぶのかといったときに、それは角度として、じゃあ町場の米屋さんを大事にするんだとかね、町場の米屋さんだけじゃないのかな、あれ使うの、よく分からないですけど。そういう選択だって政策的な決定の一つの判断基準になるわけで、そういう点では、私、もちろん今、課長からあった答弁でいいと思うんですけども、やはり何というんですかね、生活困窮者中心とした、やはり今、本当に今月の電気代、明日のお米や明日の食費に本当に窮している人たちが増えていますから、これは間違いなく生活実感で増えています。今、生活保護世帯で3食食べている人は少ないですよ、本当に。だから、そういう点では、その辺のところをやはり考えた対策をぜひ打っていただきたいということは申し上げておきたいと思います。

あと、補正予算のほうもいいんですよ。今はいいんですよ、補正予算。

○委員長 はい、いいよ。いいです、補正予算、大丈夫よ。

◆秋間洋 委員 1点だけ補正予算で言いたいのは、小・中学校の給食の米の買入れの経費ですけれども、今度の増額で、生産者、農家や米穀組合に所属するような米屋さんの経営というのは、これ、今回の増額で厳しい、あるいは改善というか、そんなのできるのかって、これについてはどう見ているんですか。

○委員長 学務課長。

◎仲田賢太郎 学務課長 本件のお米の買入れの契約の相手方は米穀小売商業組合台東支部で

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ございますので、流通の過程で発生する利益は当然、組合の構成員の企業さんにも帰属するものというふうに認識してございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 農家はどうなんですか。

○委員長 学務課長。

◎仲田賢太郎 学務課長 台東区の契約相手としては米穀商組合でございますが、その先は、最終的にはＪＡの大崎でございますので、ＪＡの大崎側の構成している農家さんの部分の利益というものもあるというふうに考えております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 私、今回この増額は賛成で、だったら足りるのかいなど、逆に言ったら、もっと増額する必要も出てくるんじゃないかと、そのぐらいのことですね。ただ、補正予算で増額って出たときにはチェックしなければいけないという意味で言ったんですけど、ただ、今年の米のまだ作況が確定しているわけじゃないしということもあるから。

ただ、宮城のＪＡでいえば、ひとめぼれのいわゆる概算価格、ＪＡが買い入れる価格、前渡金ですけども、これは去年の１．７倍というふうに言っているんですね。ところが今回の補正予算で出ている金額を見ると１．５倍なんだよね、１．５倍。ということは、どこかにしわ寄せが行かないかということをお心配しています。

ただ、今、両方も米穀組合さんは当然、これ、そのマージン部分というのは案分である。あと、ＪＡ大崎が農家に支払う前渡金というのは、それは１．７か１．５かは別にしても、ここはどこだか分からないんですけども、そういう点ではあると、あるんですね。別にここで何か言おうとしているんじゃないですけど、私は学校の給食費の米、特にこれは米穀組合や向こうのＪＡ大崎と連携している大事な事業ですから、そういう点では、ここは、私は本当にぎりぎりの、今までもぎりぎりの価格で、これをやったために、逆に市場価格からすると低過ぎて、これがどちらにも利益というか、継続できないようなものにならないようにという、そういう角度での私は言い方なんで、その辺のところはぜひ、よく研究していただきたいなというふうに要望しておきます。以上です。

○委員長 それでは、第６６号議案、第６９号議案及び第７０号議案の３議案及び報告事項について、失礼しました。

これより採決いたします。

第６６号議案、６９号議案及び７０号議案の３議案について、一括して採決いたします。

本案については、いずれも原案どおり決定することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、本件については、いずれも原案どおり決定いたしました。

なお、報告事項についても、ご了承願います。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 次に、案件第4、第75号議案、千束保健福祉センター及びほおずきの家大規模改修工事請負契約の締結についてから案件第6、第77号議案、千束保健福祉センター及びほおずきの家大規模改修空調等設備工事請負契約の締結についてまでの3議案は、いずれも関連する案件でありますので、一括して議題といたします。

それでは、第75号議案から第77号議案までの3議案について、理事者の説明を求めます。
経理課長。

◎田淵俊樹 経理課長 それでは、第75号議案から第77号議案までの3議案についてご説明いたします。

いずれも予定価格が1億5,000万円以上の工事請負契約であり、議会の議決をお願いするため提案させていただくものでございます。

まず初めに、第75号議案、千束保健福祉センター及びほおずきの家大規模改修工事請負契約の締結についてご説明いたします。

次のページをご覧ください。項番2、契約の方法は、制限付一般競争入札です。項番3、契約の金額は、消費税込み16億3,680万円で、項番4、契約の相手方は、ナカノフドー・大雄・三ツ目特定建設工事共同企業体でございます。

続きまして、参考資料の入札経過調書をご覧ください。本件は、1企業体による入札となり、第1回目の入札で落札者が決定したものです。

第75号議案の説明は以上となります。

次に、第76号議案、千束保健福祉センター及びほおずきの家大規模改修電気設備工事請負契約の締結についてご説明いたします。

次のページをご覧ください。項番2、契約の方法は、制限付一般競争入札です。項番3、契約の金額は、消費税込み9億1,300万円で、項番4、契約の相手方は、日本電設・浜野電設・鈴木特定建設工事共同企業体でございます。

続きまして、参考資料の入札経過調書をご覧ください。本件は、1企業体による入札となり、第1回目の入札で落札者が決定したものです。

第76号議案の説明は以上となります。

次に、第77号議案、千束保健福祉センター及びほおずきの家大規模改修空調等設備工事請負契約の締結についてご説明いたします。

次のページをご覧ください。項番2、契約の方法は、制限付一般競争入札後の随意契約です。項番3、契約の金額は、消費税込み13億6,950万円で、項番4、契約の相手方は、ヤマト・浅草・小林特定建設工事共同企業体でございます。

続きまして、参考資料の入札経過調書をご覧ください。本件は、1企業体による入札となり、第3回目まで入札を行いましたが、落札せず、最低価格を提示した当該企業体と価格交渉を行った結果、予定価格内に収まり、契約の相手方として決定したものです。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

第77号議案の説明は以上となります。

なお、いずれの案件も工期は令和9年3月18日までとなっており、参考資料末尾に工事概要を記載しておりますので、ご参照いただければと存じます。

以上、第75号議案から第77号議案までの3議案につきまして、よろしくご審議の上、いずれもご決定賜りますようお願いいたします。

○委員長 それでは、第75号議案から第77号議案までの3議案について、ご審議願います。

秋間委員。

◆秋間洋 委員 これ不調になって、第2回定例会での債務負担行為の増額等があって、今回よかったなというふうに思います。

ただ、これ、ちょっとその後の質問にも関わるんで、できたら一緒に言ってしまったほうがいいと思うんですが、この工事、後、この後の出てくる、ほおずきの家の改修、あるいは、すぺーす小倉屋ともに、やはり、これ不調で持ち越しになった案件ですけれども、当初予定価格というのはそれぞれ幾らだったのかというのをざっと教えてもらえませんか。

○委員長 経理課長。

◎田淵俊樹 経理課長 お答えいたします。千束保健福祉センター及びほおずきの家につきましては、建築工事につきましては、第1回目の入札予定価格は、税込みで14億6,960万円、電気設備工事につきましては、9億2,488万円、空調等設備工事につきましては、税込み11億6,160万円となっております。

また、すぺーす小倉屋につきましては、第1回目の入札予定価格は、税込みで1億9,657万円で設定されておりました。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 金杉分館は違うんですね。

○委員長 経理課長。

◎田淵俊樹 経理課長 金杉区民館下谷分館についても、お答えいたします。失礼いたしました。金杉区民館下谷分館の第1回予定価格は、2億1,681万円となっております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 ほぼ同じ金額でも2回目で、2回目なのか3回目なのか分からないですけれども、今回は落札にこぎ着けた、落札というか契約に結びついたというふうなことはありますけれども、しかし、やはり大きな、例えば千束保健福祉センターで言えば、2億円、2億はなんないですけど、約2億円の、工事のほうですけどもね、改修工事のほうですけども、そのような乖離が出ています。

私、これまでもそうだったんですけども、ここに来て、特にこういう、例えば今回の全て、1つを除いて全部1者入札、しかも、ほおずきと、ほおずきじゃない、千束保健福祉センターとほおずきのは全部1者入札で、1個は不落随契ですよ。私ちょっと計算すると、今回の契約全体で39億1,900万です、契約が。債務負担行為の額というのは39億4,900万、3,000万円し

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

か違うんですね。これというのは本当に薄氷を踏む思いのあれなんですよ、予定価格の設定、予定価格というか、債務負担行為との差なんですね。そういう点では、本当に紙一重というか薄氷を踏むような、このようなところの、いわゆる不調、不落が続く、この原因、対策については、改めて今考えていることないのかということをお願いしたいと思います、その辺の見解はどうですか。

○委員長 経理課長。

◎田淵俊樹 経理課長 まず、不調、不落が続く原因でございすけれども、資材価格の高騰、人件費の上昇に伴う予定価格との乖離、建設業界の技術者不足、人手不足、豊富な民間発注などが主な要因であり、これらの要因が複合的に重なり、不調件数の増加につながっているものと認識をしております。

不調対策につきましては、その一つとして、今年度より調達資金不足による受注機会の損失を回避できるよう、工事の前払い金の支払い限度額をこれまでの3億円から10億円に拡大をしたところです。

その他の対応につきましても、現在、関係所管課と検討を進めており、正直、即効性のあるものはなかなか難しいところではあるんですけれども、実施できるものから早急に対応はしていきたいというふうに考えておりまして、何点か申し上げますと、まず、工事発注見通しの早期の公表です。情報を取れず他の民間工事などに人を充ててしまったため参加できないというケースがございすので、工事概要だけでも、より早期に公表できるように対応を図ります。

次に、積算期間の確保でございす。発注図書を受け取ってから入札までの期間が短く、積算が間に合わないという意見を事業者から聞いておりますので、公告時期を可能な限り前倒しするなど工夫をし、十分な積算期間の確保に努めてまいります。

次に、工事時期の平準化です。土木工事などでは既に実績がございすが、ゼロ債務負担行為を活用し、工事案件の少ない年度当初に工事ができるようにするなど、発注時期の調整を図ってまいります。また、工事内容に応じまして、企業共同体を組む要件を緩和するなど、発注形態も状況に合わせて柔軟に対応してまいりたいと考えております。予定価格と入札価格の乖離につきましては、工事主管課において引き続き入札価格の分析を行うとともに、市場動向の実態把握に努め、適切な対応を行ってまいります。

公共工事の受注環境は、これまでに例のない極めて厳しい状況が続いておりますが、不調となる事態は、区民生活に多大な影響を与えることから、今後も様々な手段を模索しながら、確実な調達に努めてまいりたいと考えております。

○委員長 秋間委員。もういいでしょう。

◆秋間洋 委員 対策は非常に具体的なものが出てきました。ただ、いろいろ工事関係者とかも、工務店などに聞くと、資材はちょっとここにきて大分落ち着いてきているんですよ、高騰は。人件費は上がり続けている。これは、はっきりおっしゃっていましたね。

だから、そういう点では、私がずっと指摘しているのは、予定価格が適正なのかという、こ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

のことなんです。先ほど3つの対策打った上で、予定価格が、実際に今、市場の中で意欲の湧くようなその工事として、事業者が検討できるようなものになっているのかどうかという点です。この辺のところは、先ほど研究とかそういうふうにおっしゃっているんで、それは信じますけれども、やはり先ほど言ったみたく、債務負担行為を1回、2回と引き上げて、やっておこうねという状況というのが本当に薄氷を踏む思いという状況というのは、やはり私は予定価格が適正なのかということを、これはでも、やはりそこは精査していただきたいということは強く申し上げておきたいと思います。以上です。

○委員長 よろしいですね。

これより採決いたします。

第75号議案から第77号議案までの3議案について、一括して採決いたします。

本案について、いずれも原案どおり決定することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、本案について、いずれも原案どおり決定いたしました。

○委員長 次に、案件第7、第78号議案、金杉区民館下谷分館大規模改修電気設備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について、理事者の説明を求めます。

経理課長。

◎田淵俊樹 経理課長 それでは、第78号議案、金杉区民館下谷分館大規模改修電気設備工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本件は、予定価格が1億5,000万円以上の工事請負契約であり、議会の議決をお願いするため提案させていただくものでございます。

次のページをご覧ください。項番2、契約の方法は、制限付一般競争入札です。項番3、契約の金額は、消費税込み2億1,780万円で、項番4、契約の相手方は、浜野電設株式会社でございます。

続きまして、参考資料の入札経過調書をご覧ください。本件は、3者による入札となり、第3回目の入札で落札者が決定したものです。なお、2者が最低制限価格未滿で応札し、失格となっております。工期につきましては、令和9年3月18日までとなっております。

次のページをご覧ください。工事概要につきましては、記載のとおりです。

本議案についてのご説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○委員長 それでは、本案についてご審議願います。よろしいですね。

(発言する者なし)

○委員長 これより採決いたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

本案については、原案どおり決定することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

○委員長 次に、案件第8、第79号議案、すぺーす小倉屋大規模改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について、理事者の説明を求めます。

経理課長。

◎田淵俊樹 経理課長 それでは、第79号議案、すぺーす小倉屋大規模改修工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本件は、予定価格が1億5,000万円以上の工事請負契約であり、議会の議決をお願いするため提案させていただくものでございます。

次のページをご覧ください。項番2、契約の方法は、制限付一般競争入札後の随意契約です。項番3、契約の金額は、消費税込み2億1,923万円で、項番4、契約の相手方は、育栄建設株式会社でございます。

続きまして、参考資料の入札経過調書をご覧ください。本件は、1者による入札となり、第3回目まで入札を行いましたが、落札せず、最低価格を提示した当該事業者と価格交渉を行った結果、予定価格内に収まり、契約の相手方として決定したものです。工期につきましては、令和9年3月17日までとなっております。

次のページをご覧ください。工事概要につきましては、記載のとおりです。

本議案についてのご説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○委員長 それでは、本案について、ご審議願います。よろしいですね。

（発言する者なし）

○委員長 これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

○委員長 以上で案件の審議を終了いたしましたので、事務局次長に委員会報告書を朗読させます。

なお、年月日、委員長名、議長名及び陳情者の住所、氏名の朗読については省略いたします。

（櫻井議会事務局次長朗読）

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 以上で、本日予定されたものは全て終了いたしました。

その他、ご発言がありましたら、どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 これをもちまして、企画総務委員会を閉会いたします。

午後 3時58分閉会